

写

令和 2 年度

工事現地監査結果報告書

諏訪市監査委員

令 2 諏 監 第 2 8 号
令和 2 年 1 2 月 2 4 日

諏 訪 市 長 金 子 ゆかり 様
諏 訪 市 議 会 議 長 伊 藤 浩 平 様

諏訪市監査委員 中澤 芳雄

諏訪市監査委員 横山 真

令和 2 年度 工事現地監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項及び第 5 項の規定により、別紙のとおり工事現地監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

なお、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知し、監査委員がそれを公表することが義務づけられていますので、改善策等を講じたときは通知願います。

1 監査の種別

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による臨時(工事)監査

2 監査の実施期日及び対象とした工事の名称

期 日	監査の対象とした工事の名称
10月27日(火)	令和2年度 都市構造再編集中支援事業 柳並線道路整備工事 1工区

※技術調査委託期間 令和2年9月18日(金)～11月27日(金)

3 監査の目的

監査の対象とした工事の計画、設計、積算、入札、契約、施工監理、施工監督、施工状況、安全管理、工程などの各段階における実施態様が適正であるかについて、実地に検分することを目的とした。

4 監査の方法

技術調査業務委託契約を締結した特定非営利活動法人 長野県技術士センターより技術士の派遣を求め、監査委員による現場での実査、立会、確認に当該技術士が同行し、監査対象工事の計画、設計、積算、入札、契約、施工監理、施工監督、施工状況、安全管理、工程などの各段階における技術的事項の実施態様について、専門的見地からの意見及び調査結果報告書提出を求めた上で、総合的な判断を加え、監査を実施した。

5 監査の執行者

諏訪市監査委員(識見) 中澤 芳雄

諏訪市監査委員(議選) 横山 真

6 派遣技術士の氏名等

特定非営利活動法人 長野県技術士センター
技術士 伴野 節男

7 所管課所名

建設部 都市計画課

8 監査の結果

工事現地監査を実施した結果、工事関係書類は概ね良好に整備されていた。工事施工状況については、概ね順調に工事が進捗しているものと認めた。

9 監査意見

監査における意見については以下のとおりである。

(1) 監査の対象とした工事の概要

・工事場所 諏訪市 湖岸通り四丁目 地内 市道2-25・21001号線

・工事概要

道路整備工事業

道路築造工 L=102.2m W=9.0(20.0)m

道路土工 1式 擁壁工 1式 排水構造物工 1式

車道舗装工 1式 歩道舗装工 1式

附属施設工 1式 区画線工 1式

道路改良工 L=178.3m

道路土工 1式 排水構造物工 1式

車道舗装工 1式 歩道舗装工 1式

附属施設工 1式 区画線工 1式 撤去工 1式

・設計 (株)フジテック 諏訪営業所

・工事請負業者 スワテック建設(株)

・請負金額(税込) 117,700,000円〔一般競争入札(6社)による〕

・工事監督員 都市計画課 街路区画整理係 岩波 雅博

・工事進捗率 52%(令和2年10月26日現在)

(2) 監査内容

・今回実施した監査の内容は次のとおりである。

発注者	事業実施技術に関する事項 事業監督技術(設計・施工)に関する事項
設計者	設計実施技術に関する事項
施工者	施工実施技術に関する事項

I 監査概要

1 事業経緯・計画について

本事業は、道路計画により都市計画決定された柳並線と湖周線を連結する道路を整備する事業であり、都市機能誘導区域内における幹線道路として位置づけられ、また、本道路の整備の進捗においては道路計画上に土地を所有している片倉興産(株)より平成29年に協力の申出があり、それを契機として実現したものである。

現時点では、本道路は都市計画道路として都市計画決定されていないが、諏訪市が整備を進める他路線と併せて、来年度中をめどに都市計画道路の見直しを行い、都市計画道路として位置付けていく予定である。

II 発注者に対する所見

1 事業実施技術

発注者は、これまでに諏訪市における道路計画を適切に考慮され都市計画決定し、さらに計画を適切に更新していることを確認した。このような取組の中で本事業は位置づけられるものであった。

2 事業管理技術（設計・施工監理・施工）

本事業における所管課は建設部都市計画課であり、事業全般（設計・施工）について発注から事業の監督までを受け持っていた。

① 実施体制

監督については、主監督員のほかに副監督員が配置されており、所管課内の体制構築も妥当であった。

② 設計監督技術

設計段階においては、設計として満たすべき道路幾何構造の比較検討や将来の利用を想定した各種構造計画について、適切に評価して設計を取りまとめていることを確認した。

打合せ毎の議事録も適切に管理されていたことを確認した。

③ 積算技術

長野県が導入している積算ソフトにより、適切な工事費積算が行われていることを確認した。

④ 発注技術

工事の発注は一般競争により発注されており適切な対応であった。

なお、今後の課題としては、施工者の技術提案などを落札評価として導入できる総合評価落札方式の採用なども検討されると、適切な技術競争を促すこととなり、施工者の技術力向上に貢献できるものと思料する。

⑤ 工事監督技術

・工程管理

工事監督者として、施工段階ごとに施工者からの提出が義務付けられている書類の管理を適切に行っていることを確認した。

一方、工事の進捗について施工計画書で示された計画工程を基に実施工程を重ねて管理するなどの工程表を用いた管理は今後の改善を求めたい。

さらに、工事日月報は、施工の妥当性を評価するのに便利なツールであるので、今後の活用について検討されたい。また、道路浮体構造物やその他の施工品質維持については、今後の積極的な取組を期待したい。

・品質管理

施工品質を良好に管理するために、施工者に対して管理項目として路床改良後の現場C B R試験などの指示を行い、管理を行っていることは、公共事業として優れた取組であり、高く評価したい。

・安全管理

施工箇所は既存道路の隣接であり、施工中も一般車両や通行人の往来がある場所であった。基本的な安全管理としては適切に行われていたが、観光客も多数利用する場所であるので、安全管理に配慮した監督を要望する。

Ⅲ 設計者に対する所見

設計者は、委託業務の契約に関する書類の取扱いを期限内に行い、本事業の目的を踏まえた上での設計業務を実施され、道路計画においても、重要な要素となるコントロールポイントの設定は妥当であり、設計要素の比較検討は適切に実施されていることを確認した。

ただし、道路の横断勾配設定および、歩道部に設置される小型重力式擁壁の天端構造などの工夫があれば、さらに良い設計であったと思料する。

Ⅳ 施工者に対する所見

施工者について、書類管理、工程管理、品質管理、安全衛生管理の視点にて評価を行った。

① 書類管理

施工の着手から施工の進捗に合わせて提出すべき各種の書類（契約関連・施工実施関連・材料承諾関連・廃棄物管理関連・その他）については、基本的に問題なく提出され管理されていることを確認した。

ただし、施工計画書について基本事項は適切に取りまとめられているが、詳細な施工要領や特殊養生計画などが書類として明確に示されていない点、監督員に向けた立会の計画が示されなかった点について改善を要望する。

② 工程管理

工程管理については、総合施工計画書に施工着手から現時点までの具体的な詳細工程が示されておらず、出来高曲線による進捗管理も不十分であった。これらの工程管理については、さらに具体的に管理を行うよう要望する。

③ 品質管理

当日は進捗率が50%程度であり、詳細な品質管理報告書など確認できないものもあったが、施工成果物の出来栄は良好に仕上げられていることや、路床や路盤の品質管理についても監督員の立会を交えて適切に実施されており、検査報告書も取りまとめられていることを確認した。

④ 安全衛生管理

施工従事者に対する危険予知・リスクアセスメントについては、積極的に取り組まれているので、今後の継続を期待したい。

現場は諏訪湖の隣接地であり観光客等の利用者に対する配慮が必要であるが、施工箇所外周の工事实施に伴う安全啓発標識などの掲示が少なかったため、今後の改善を要望する。

まとめ

今回の工事現地監査において、発注者としての自主的な管理や現場への立会管理と記録、施工者の月報の提出等、いくつかの指摘を行った箇所はあったが、全体として本事業は公共事業として適切に事業執行されていることを確認した。

今後は、今回現地にて行った指摘を通して、より良い工事の施工に取り組まれていくことを期待したい。